(ロ)　労働者が職場における育児休業等に関するハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。
（不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）
①　就業規則その他の職場における職務規律等を定めた文書において、労働者が職場における育児休業等に関するハラスメントに関し相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をすること。
②　社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、労働者が職場における育児休業等に関するハラスメントに関し相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を記載し、労働者に配布等すること。

○厚生労働省告示第三百十四号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十一条第二項の規定に基づき、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成十八年厚生労働省告示第六百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用することとしたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

２の(1)後段中「ものである。」の下に「また、被害を受けた者（以下「被害者」という。）の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。」を加える。

２の(3)中「正規労働者」を「正規雇用労働者」に、「非正規労働者」を「非正規雇用労働者」に、「すべて」を「全て」に、「３以下」を「３」に改める。

３の(1)の見出し中「事業主の方針」の下に「等」を加える。

３の(1)のイ中「（方針」を「（事業主の方針」に改める。

３の(1)のロ中「（方針」を「（対処方針」に改める。

３の(2)のロの次に次のように加える。

ハ　職場におけるセクシュアルハラスメントは、妊娠、出産等に関するハラスメント（事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成28年厚生労働省告示第312号）に規定する「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」をいう。以下同じ。）、育児休業等に関するハラスメント（子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）に規定する「職場における育児休業等に関するハラスメント」をいう。）その他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、例えば、妊娠、出産等に関するハラスメント等の相談窓口と一体的に、職場におけるセクシュアルハラスメントの相談窓口を設置し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備することが望ましいこと。
（一元的に相談に応じることのできる体制を整備していると認められる例）
①　相談窓口で受け付けることのできる相談として、職場におけるセクシュアルハラスメントのみならず、妊娠、出産等に関するハラスメント等も明示すること。
②　職場におけるセクシュアルハラスメントの相談窓口が妊娠、出産等に関するハラスメント等の相談窓口を兼ねること。

３の(3)のロ中「被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）」を「被害者」に改める。

３の(3)のハ①中「併せて」を「あわせて、」に改める。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１０号
茨城県石岡市鹿の子２丁目13番37―204号
県営石岡鹿の子アパート４号棟204号
債務者　増嶋サミヱ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６号
茨城県石岡市東光台１丁目６番29号　グリーンハイツＣ棟202
債務者　菊地　敏夫
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
茨城県つくば市吉沼4070番地３
債務者　飯島　知美（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８２０号
埼玉県川口市大字里1191番地の57　パルコートＢ202号
債務者　飯野麻里子（旧姓衛藤）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
埼玉県三郷市幸房451番地８
債務者　笠井　友貴
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
埼玉県越谷市大字袋山1683番地４　サニーフラット池田103号
債務者　長坂　憲一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
埼玉県深谷市上野台3179番地１　セゾン101―20号
債務者　大森　隆雄
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４６４号
千葉県船橋市西船４丁目３番13―405号
債務者　野田麻依子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係